

北九州市障害者スポーツセンター

指定管理者募集のための

仕様書

令和 8 年 8 月

北九州市保健福祉局障害福祉企画課

1 趣旨

本仕様書は、北九州市障害者スポーツセンター（以下「障害者スポーツセンター」という。）の運営細目、並びに指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めるものである。

2 障害者専用利用とする時間帯の設定

毎週木曜日の12時～21時、及び毎週土曜日の9時～12時、毎週日曜日の9時～12時の時間帯は、プール、トレーニングルーム、卓球室、スタジオ1について、障害のある人の専用利用とする。（変更する場合がある。）

（ただし、市が定める行事等で利用する場合を除く。）

3 団体利用の取扱い

（1）可能日時

ア 体育館、卓球室（ただし卓球台3台まで）、視覚障害者専用卓球室、会議室
市の行事利用日及び個人利用設定日を除くすべてとする。

イ プール

指定管理者が市と協議のうえ提示する時間帯に限り、2時間以内、ただし2コースまでとする。

ウ スタジオ1・2、多目的室

指定管理者が市と協議のうえ提示する時間帯に限り、3時間以内とする。

（2）申込み方法

下記により障害者スポーツサークル等の優先予約とする。ただし、スタジオ2は除く。

・障害のある人の団体利用申込み：6ヶ月前から受付

（特別の理由がある場合は1年前から）

・その他の団体利用申込み：3ヶ月前から

※上記の利用申込みと調整したうえで、指定管理者の自主事業のため、指定管理者自身が団体利用することは妨げない。

4 業務内容の詳細

（1）北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例に規定する利用の許可、許可の取消し及び使用料の徴収に関すること。

ア 使用料の徴収

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例第4条に基づく使用料を徴収する。

イ 使用料の納入

徴収した使用料は、原則として領収日の翌日（金曜日に領収した使用料は、翌週月曜日）までに所定の「納付書（振込書）兼領収済通知書」を使用し、本市指定金融機関等で納入すること。

使用料の保管にあたっては、金庫などに入れ厳重に管理すること。

- (2) プール及びスタジオ(トレーニング室及び多目的室含む)における障害者スポーツ教室の実施
- ア プール、スタジオ、多目的室、トレーニング室を使って、障害のある人を対象にした各種のスポーツ教室を実施すること。
 - イ 視覚や聴覚、知的や精神など、障害種別ごとに様々な内容で実施する。特に、一般の体育施設の利用が難しい重度障害のある人を対象にした教室の実施に留意すること。
 - ウ 実施時間数は、1週間に合計660分の実施を目安とする。
(例えば1コマ90分の場合、1週間のコマ数は7～8コマが目安となる。)
 - エ 上記ア～ウの条件を満たしたうえで、教室の内容・編成を工夫することにより、障害のある人の受講促進を図ること。
 - オ 当該事業の実施にあたっては、市へ事業計画書を提出し、承認を受けなければならない。
- (3) プール及びスタジオにおける一般向けスポーツプログラムの実施
- ア 広く一般市民を対象に、水中ウォーキングやエアロビクス、緩やかな動きの体操など、肥満予防や成人病予防、介護予防等を目的としたプログラムの編成を工夫し、実施すること。
【例】 プール：水中ウォーキング、水中エアロビクス、水中ヨガなど
スタジオ：各種エアロビクス、ヨガ、健康体操、ダンスなど
 - イ 専門インストラクター等により、民間スポーツクラブと同様のものを実施すること。
なお、障害者スポーツ指導員等の援助のもと、一般向けのプログラムに参加可能な状況であれば、障害のある人の受講も受付けることとするが、受講料は有料とする。
 - ウ プールとスタジオ合わせて、1週間に合計900分の実施を目安とする。
(例えば1コマ50分の場合、1週間のコマ数は18コマが目安となる。)
 - エ 上記ア～ウの最低条件を満たした上で、例えば15分のもの、30分のもの、1時間のものを組み合わせるなど、内容を創意工夫してプログラムを実施することにより利用者の増加を図る。
 - オ 当該一般向けプログラムの実施は再委託可能とする。
 - カ 当該事業の実施にあたっては、市へ事業計画書を提出し、承認を受けなければならない。
- (4) 障害のある人に対するスポーツ相談
- ア 医師又は作業療法士、理学療法士などによる、リハビリ後の健康・体力維持や成人病予防のための運動プログラムづくりなどに関するスポーツ相談を実施すること。
 - イ 気軽に相談できるシステムを工夫し、障害者スポーツ教室との連携など、プールやトレーニング室等の具体的な利用につなげること。
 - ウ 週2回、合計4時間、1年間に8週実施するのを最低条件とする。
 - エ 当該事業の実施にあたっては、市へ事業計画書を提出し、承認を受けなければならない。
- (5) トレーニング室での運動指導
- トレーニング室では、配置された健康運動指導士もしくはリハビリテーション職(理学療法士、作業療法士)が、利用者の希望者に応じて、個々の利用者の特性や体力に合わせた、安全で効果的な筋力トレーニングや有酸素運動等の方法について、具体的な指導やアドバイスを行うこと。
- (6) 障害者スポーツ協会と連携し、障害者スポーツの普及・振興・指導に取り組むこと。
- (7) 障害者スポーツ協会が主催する大会等の運営に必要な応じて従事すること。

(8) 施設及び設備等の維持管理に関すること。

※市が直接実施するものを除く。(実施範囲については、別に協定により定める。)

ア 建築物及び設備の保守管理

施設の機能、安全性等を損なうことがないように、設備の法定点検を行うとともに、日常的に建築物及び設備の点検を行うこと。施設を管理する上で、不具合等が発生した場合は、速やかに安全確保するとともに市に報告すること。

イ 物品の管理

施設内の物品について、適切な保管および維持管理を行うこと。

※トレーニング機器は既存の備品を使用する。ただし、指定管理者がリースした機器や自らの所有機器を加えるのは妨げない。

(9) 施設の衛生管理等に関すること。

ア 清掃・消毒、樹木剪定等

施設および敷地を常に清潔に保つため、清掃、消毒、樹木剪定を行うこと。また、施設内の温度管理を適切に行うこと。

(10) 危機管理・安全管理に関すること。

施設内の防犯、防火、安全の万全を期し、利用者が安心して利用できる環境を確保すること。

ア 防火管理上の業務の実施

法令に基づく届出、消防計画の策定、避難訓練、設備点検等、必要な業務を行うこと。

イ 事故・災害への対応

防災・災害対応マニュアル及び事故対応マニュアル（プログラムごとの人員配置・対応等）を作成し、職員を対象に、必要な研修を実施すること。また、障害の特性を踏まえた救急救命研修及び AED（自動体外式除細動器）使用研修を年 1 回以上実施すること。

(11) その他の事務

ア 事業計画書及び収支計画書の作成

毎年度当初に事業計画書及び収支計画書を作成し、提出すること。

イ 業務報告書（月報）、事業報告書及び収支決算書の作成

毎月、業務報告書（月報）を提出すること。また、毎年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、提出すること。

ウ 関係機関、地域や類似施設との連携

関係機関や地域等と連携し、障害者スポーツ振興の拠点等としての役割を更に向上させること。

エ 指定期間終了による引継業務

指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう引継ぎを行うこと。

(12) その他、障害者スポーツセンターの管理・運営に関して市長が必要と認める業務

ア 定期券利用者に対する特別サービスを実施すること。

【例】会員証の発行、運動実績の管理、無料スポーツ相談

- イ 利用者の増加を目的とした広報について以下の項目を毎年行うこと。
 - (ア) ホームページの作成及び更新
 - (イ) 広報媒体等への掲載
 - (ウ) チラシ及びパンフレットの作成・頒布
 - ウ 市が指定する国際的な障害者スポーツ大会の運営に対して協力すること。
 - エ 「障害者スポーツセンター運営委員会」の事務局業務
 - (P 6 9 障害者スポーツセンター運営委員会の設置 参照)
 - オ 利用者等からの苦情処理に適切に対応すること。
 - カ 情報の管理・公開について、適切に対応すること。
- (13) 障害者スポーツセンター以外の施設における障害者スポーツ教室の実施
- 当該施設から遠隔地に在住の障害のある人を主な対象とし、以下の教室を実施すること。
- ア 地域巡回水泳教室
 - 障害のある人が水に親しみ、スポーツを通じて体力の維持・増強、機能回復を図り、自己の有する能力に挑戦する機会を身近な場所で提供するため、市内屋内プールを活用した巡回水泳教室を実施すること。
 - イ 施設巡回スポーツ教室
 - 利用者のスポーツに親しむ機会を広げると共に、施設職員に対する技術指導等により、施設において日常的にスポーツ・レクリエーション活動が行われるように支援する。
 - ウ 当該事業の実施にあたっては、市へ事業計画書を提出し、承認を受けなければならない。
- (14) こども向け障害者スポーツ事業の実施
- ア 障害の有無、種類、程度に関わらず、すべての人が一緒に楽しむことができるスポーツを通じ、未来の社会を担うこどもたちが障害に対する理解を深め、支え合いの精神を養うことを目的に、様々な障害者スポーツ事業を実施すること。
 - イ スポーツは、北九州市発祥の「ふうせんバレーボール」のほか、前項アの目的の達成が見込まれるものとする。
 - ウ 当該事業の実施にあたっては、市へ事業計画書を提出し、承認を受けなければならない。
- (15) 提案事業
- 本市が要項に掲げた業務の他に、指定管理者が企画する事業（設置目的内）を提案し採用された場合は指定管理業務とする。
- ※上記業務実施上の留意事項
- 利用者の直接支援に関する業務を除き、建物の維持管理に伴う施設設備の保守点検、警備等の必要な業務のうち、市が承認する業務については委託が可能とする。

5 スタジオ等施設の専用利用による活用

障害のある人をはじめ、市民の一般利用に支障のない範囲内で、スタジオや多目的室、プールにおいてスポーツプログラム（教室）が行われない時間帯に、専用利用（例：ダンス教室や水泳教室）を誘致することにより、施設の有効活用と利用者の増加を図ることとする。

6 数値目標の設定

下記の数値を基準目標とし、乙はその達成に向けて努め、甲はそれに対し協力することとする。
なお、市が求める最低限度の要求水準についても、下記のとおり定める。

(1) 障害者スポーツセンター利用者数（基準目標）（単位：人）

年度	障害のある人等	一般	合計
令和9年度以降	85,500	132,500	218,000

(2) 障害者スポーツセンター利用者数（要求水準）（単位：人）

年度	障害のある人等	一般	合計
令和9年度以降	60,000	92,600	152,600

7 使用料の規定内容

(1) 施設使用料（駐車場を除く）の額、設定

「体育館、スタジオ1・2、プール、卓球室及びトレーニング室共通使用料」（いわゆるフリー使用料）については、以下のとおり。（現行と同じ）

ア 定期券（一般）

1月：6,000円、3月：16,200円、6月：32,400円

体育館、スタジオ1・2、プール、卓球室、トレーニング室の個人利用、及び全てのスポーツプログラムの受講がフリーになる。対象は18歳以上とする。

イ 1日券（一般）

1,500円 上記と同じ内容で、1日間フリーになる。対象は18歳以上。

※定期券及び1日券利用者以外がスポーツプログラムを受講する場合は、その都度、受講料を徴収する。（10分ごとに150円、プログラムの時間数に応じて徴収）

(2) 駐車場使用料の額

ア 障害者スポーツセンター地下駐車場

(ア) 障害者スポーツセンター使用者以外

・ 駐車を開始したときから30分までは無料

30分を超える時間について、30分又はその端数ごとに100円

（例）2時間まで：300円、 2.5時間まで：400円

(イ) 障害者スポーツセンター使用者

・ 駐車を開始したときから90分までは無料

90分を超える時間について、30分又はその端数ごとに100円

（例）2時間まで：100円、 2.5時間まで：200円

イ メディアドーム駐車場

障害者スポーツセンター地下駐車場が満車のときは、メディアドーム駐車場の利用を案内し、障害者スポーツセンター使用者には90分相当の駐車券を交付する。

(3) 施設使用料の減免

障害者スポーツセンター管理要綱第11条に基づき、施設使用料および駐車場使用料の減免措置を行う。

8 美術活動室について

市が指定管理者と協議のうえ企画した事業等に使用できることとする。

ただし、当室の警備や電気、空調、清掃等の施設管理は、指定管理者が館内全体の維持管理と一体的に行うこと。

9 障害者スポーツセンター運営委員会の設置

指定管理者は、一般利用者や障害のある人のサークル関係者、及び一般向けスポーツクラブ担当スタッフなどを構成員とする運営委員会を設置し、随時会議を開催して、障害者スポーツセンターの運営等について意見を聴き、運営に反映させること。

10 愛称「アレアス」の使用

障害者スポーツセンターの広報・PRにあたっては、愛称を中心に行うこと。

11 指定管理料の上限額

(単位：千円)

修繕費	その他経費	合 計
4, 2 3 2	2 9 6, 8 0 6	3 0 1, 0 3 8

指定管理料の積算にあたり、修繕費及びその他経費に含まれる光熱水費、駐車券購入費について、各項目を合算して支出額を決定し、概算払いとした上で、年度終了後残額が生じた場合は市に戻入するものとする。なお、修繕費については、上記上限額を支出経費として計上すること。具体的な指定管理料は、会計年度毎に、年度協定を締結する中で市と指定管理者の協議によって決定する。

参考資料

- ① 施設内容
- ② スポーツプログラム実施状況（次期想定資料）
- ③ 使用料一覧
- ④ 使用料収入見込み資料
- ⑤ 保守点検等委託料実績資料
- ⑥ 光熱水費実績資料
- ⑦ 利用者数実績資料
- ⑧ 定期券利用者数実績資料
- ⑨ 北九州市障害者スポーツ協会の概要
- ⑩ 北九州市障害者スポーツセンター管理要綱